

# 自治体の取り組み

## 茨城県リサイクル建設資材 評価認定制度について

茨城県土木部検査指導課 係長 くりはら かずひろ  
栗原 一弘

### ①. はじめに

茨城県では、資源循環型社会の構築を目指し、県の公共工事でリサイクル建設資材を積極的に利用するために、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度を構築し、平成16年10月より運用を開始している。

### ②. 制度の背景

#### (1) リサイクル建設資材を取り巻く状況

建設資材は天然資源を原料に製造され、公共工事において大量に使用・消費されてきた。その天然資源採取が環境破壊につながるなど問題視される一方、建設廃棄物の増大により、最終処分場の逼迫や不法投棄による環境問題を生み出している。

このようなことから、資源を膨大に使用・消費する建設工事の責務は重大であり、国では、循環型社会形成推進基本法やグリーン購入法などのリサイクル関連法令の整備を図るとともに、建設リサイクル推進行動計画2002や建設副産物適正処理推進要綱などを定めて、具体的に推進する仕組みづくりを行ってきた。この中で特に公共工事においては、民間を先導する意味から、リサイクル建設資材を率先して利用することが求められている。

#### (2) 公共工事の品質確保

公共工事は、社会基盤の礎となる公共施設を整備していることから、すべての工事で品質の確保が義務付けられており、設計指針、共通仕様書などで使用材料の品質を細かく定めている。

リサイクル建設資材は、公共工事での使用に十分耐えうる品質を備えたものが数多く生産されるようになってきているが、その一方では、共通仕様書とリサイクル建設資材の品質規定がうまく整合していないものや、共通仕様書の規定そのものがリサイクル建設資材の使用を想定していないことなどから、公共工事で使用することが困難な場合がある。

また、現場ごとに品質を確認して使用を判断することは、リサイクル建設資材の円滑な利用の妨げとなることが考えられる。

#### (3) リサイクル認定制度の構築・制定

以上のような問題点を踏まえ、茨城県は、リサイクル建設資材の利用を推進するため、リサイクル建設資材の品質性能や環境に対する安全性など



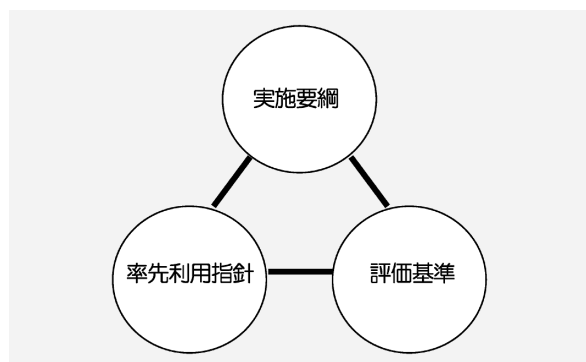
の基準と率先利用のルールを定めた茨城県リサイクル建設資材評価認定制度を構築した。

### 【この制度のねらい】

- リサイクル建設資材の一般資材化
- リサイクル建設資材の品質性能等に関する使用時の確認の簡素化・省略化
- リサイクル建設資材の民間工事での利用促進
- 環境負荷低減
- コスト縮減

## 3. 制度の概要

本制度は、実施要綱、資材別評価基準、率先利用指針で構成される。



### (1) 実施要綱の概要

資材別評価基準の策定と公表

評価認定委員会の設置と審査事項

認定申請の様式および提出書類

申請者の要件

認定証の交付と公表および更新と取り消し

率先利用指針の策定

他団体への周知等

### (2) 評価基準の概要

資材ごとに、公共工事の品質を確保するために必要な事項について基準化

- ① 品質性能：形状，強度，その他の基本性能
- ② 再生資源の含有率：資材ごとに品質の確保しうる範囲で指定
- ③ 環境に対する安全性：原則として製品または原料で，土壤環境基準や該当する JIS 基準等を

満足するもの

④ 品質管理：公共工事の品質が確保しうる品質管理，生産力が実現されていること

⑤ 環境負荷：環境負荷の低減要素，環境負荷増大要素がないこと，再リサイクル性等

### 【評価基準を作成した資材（19品目）】

- ① 再生加熱アスファルト混合物
- ② 再生路盤材
- ③ 再生コンクリート
- ④ 再生コンクリート二次製品
- ⑤ 再生インターロッキングブロック
- ⑥ 再生建築用仕上げ材（断熱材）
- ⑦ 再生型枠材
- ⑧ 再生タイル
- ⑨ 再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手
- ⑩ 再生木質ボード
- ⑪ 再生セラミック管
- ⑫ 建設汚泥から再生した処理土
- ⑬ 刈草・剪定枝等を利用した堆肥
- ⑭ 上下水汚泥を原料とした肥料
- ⑮ 木材・プラスチック再生複合材
- ⑯ 再生のり面緑化資材
- ⑰ 針葉樹皮土壌改良材
- ⑱ 再生土木建築用プラスチック資材
- ⑲ 再生土木シート

### (3) 率先利用指針の概要

茨城県土木部等が発注するすべての工事において，認定資材を率先利用するためのルール

工事に関係する職員，設計受託者，工事請負者等すべての者に適用

共通仕様書等の品質基準に適合する旨の見なし規定

使用上のグループ区分の設定と判断基準

### 【A グループ】

・一般資材として率先利用を図る資材（コストが新材品と同じまたは以下のもの）

### 【B グループ】

・試験的な利用を含めて積極的な利用を図る資材（コストが新材に比べて高いもの，類似競

合品が多く価格に幅があるもの等)

#### 【Cグループ】

- ・個別に利用方法を定める資材（コスト以外に、利用において配慮事項があるもの）

茨城県関連認定資材の優先使用

県内市町村等が使用する場合の読み替え規定

### 4. 制度の具体的な流れ

- ① 県は、公共工事での使用を考慮したリサイクル建設資材の評価基準を策定し公表する。なお、策定に当たっては、高度な技術的審査および専門知識が必要となるため、有識者からなる評価認定委員会に付議し、了承を得ることとしている。
- ② 認定を申請しようとする者は、申請書に必要な書類、試験結果等を添えて、評価認定を申請する。〔申請書提出先：(財)茨城県建設技術管理センター〕
- ③ 県は、申請内容を審査し、評価基準に適合していることを確認し認定する。なお、この認定に当たっても、評価認定委員会の了承を得ることとしている。
- ④ 県は、認定したリサイクル建設資材の製造者に対し、認定証を交付し、認定マークの表示を

許諾する。

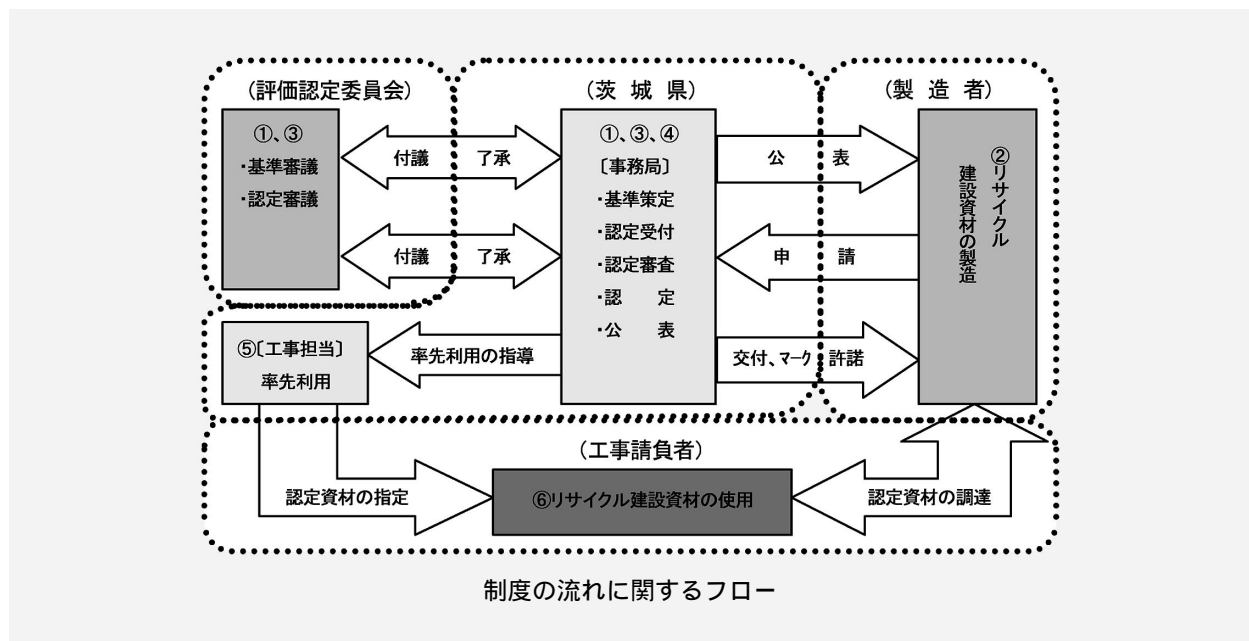
- ⑤ 認定されたリサイクル建設資材について、県は優先利用指針に基づき、共通仕様書に示す規格に適合しているものとして優先利用に努める。
- ⑥ 工事請負者は、設計書に定められた認定資材を調達し工事に使用する。

### 5. 制度の実績および特徴

平成16年10月に14品目の評価基準をもって制度を発足させたが、その後、リサイクル建設資材製造者の製品開発動向や提案等を受け、評価基準の改定および追加を行い、平成19年12月現在、19品目について評価基準を定めている。

認定資材については、平成17年3月の認定から現在までに、19品目のうち12品目で、138資材を認定している。

また、本県の制度における大きな特徴としては、評価認定委員会の民間有識者の委員構成が充実していることである。大学の教授（3名）、国等の研究機関の研究員（2名）、リサイクル建設資材を使用する側および供給する側の民間団体代表者（2名）を委員とし、評価基準に対する適合性、建設資材としての総合的妥当性、申請資材の



資材別利用方法等に関して高度な専門の見地からのご意見をいただいている。

## 6. 今後の課題

### (1) 認定資材の品質性能等の確保について

品質性能、環境に対する安全性等については、これまで、申請時の提出書類や工場立入調査等により審査し確認をしていたが、昨年11月に実施要綱を改正し、申請時のほかに、評価基準適合状況報告書や試験サンプルの提出、原材料および使用の実態を把握するための台帳整備等を求めることとした。

これは、県として認定資材の品質性能等の確認はもとより、製造者に対して品質性能等の確保の責務を負わせることにより、認定資材の信頼性・安全性を保つことを目的としている。

今後とも、認定資材を安心して利用できる体制を整備していきたいと考えている。

### (2) 認定資材の拡大について

リサイクル建設資材の認定状況については、【認定資材一覧表】のとおり認定品目、認定資材数ともまだ少ない状況にある。

評価認定品目の区分	認定資材数
再生加熱アスファルト混合物	29
再生路盤材	72
再生インターロッキングブロック	7
再生タイル	1
再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手	15
建設汚泥から再生した処理土	1
刈草・剪定枝等を利用した堆肥	3
上下水汚泥を原料とした肥料	2
木材・プラスチック再生複合材	2
再生のり面緑化資材	2
針葉樹皮土壌改良材	2
再生土木建築用プラスチック資材	2
計(12品目)	138

今後は、まだ申請が上がっていない品目について各種関係団体・組合等に対する働きかけを強

めるとともに、新たなリサイクル建設資材の資材別評価基準の策定が必要であると考えている。

### (3) 認定資材の率先利用について

認定資材については、平成17年度から率先利用を開始し、再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材など順調に利用が進んでいるが、一部の認定資材については、まだ不十分なものもある。

今後は、利用実績等の報告の集計結果をもとにリサイクル建設資材の使用実態を分析するとともに、リサイクル建設資材製造者等と連携して、問題点や課題を整理し、認定資材の率先利用の方策を検討したいと考えている。

### (4) 使用効果に関する評価手法の確立について

認定資材の一層の利用促進を図っていくためには、リサイクル製品の使用に伴う効果を分かりやすい形で示す評価手法が必要となる。例えば、CO<sub>2</sub>排出量による評価、新材採取地保全効果による評価等により、リサイクルに対する評価の数値等を示せれば、リサイクル建設資材の利用促進にさらに弾みがつくと考えられ、現在、その検討を進めているところである。

## 7. おわりに

本制度は、茨城県の公共工事でリサイクル建設資材を積極的に利用することを目的とし、県内市町村に対しても認定資材の利用を促している。また、公共工事で利用することにより、民間工事も利用が広がり循環型社会の形成、ひいては地球温暖化問題に大きく寄与することを期待している。

制度の運用を開始してから3年が経過しているが、まだ認知度も低い状況にある。建設業界ならびにリサイクル建設資材供給メーカーのご支援・ご協力を得ながら、さらなる制度の充実に努めていきたい。